

## 児童扶養手当制度 のおしらせ

児童扶養手当は、父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他)か、父(母)が重度の障害者である場合に児童の父(母)、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人。詳しくは、下記へ問い合わせてください。

**支給方法**＝請求をして認定されると、請求の翌月分からの手当が奇数月に(それぞれの前月分まで)支給されます

※今年度に限り、8月～10月分は11月に支給されます。

※前年(1月～10月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくはこども福祉課(内線522)へ。

### ◆手当を受けているみなさんへのお知らせ

#### 【児童扶養手当の現況届を提出してください】

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、11月分以降の手当が受けられないので、必ず受給者本人が届をしてください。

**対象**＝7月末現在で手当を受けている人・全部停止の人  
※対象となる人には、郵送で通知を送付します。

**期間**＝8月1日(木)～30日(金)(土・日曜と祝日を除く)

**届に必要なもの**＝①印かん ②手当証書(全部停止者は除く) ③その他必要な書類は各個人に通知します

#### 【児童扶養手当一部支給停止適用除外事由

#### 届出書の申請について】(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。

ただし、就業中や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができない等の事由に該当する場合は、届出により減額の対象にはなりません。

該当する人にはすでに届出用紙を送付していますので、現況届提出時にあわせて提出してください。

なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますので注意してください。

### ◆共通

**届出先・詳細・問合せ**＝こども福祉課(内線522)

## 乳幼児医療費助成を 受けている人へお知らせ

令和元年8月1日から就学前の子どもの医療費助成が、現物給付方式に変わります。

現物給付方式とは、県内の医療機関を受診する時、受給資格証を提示することで医療費のお支払いが一部負担金(ひと月、一医療機関あたり500円、14日以上入院の場合1,000円)までとなります。

これに伴い、受給資格証が白色から水色に変更となっています。新しい受給資格証は、7月下旬頃に送付していますので、ご確認ください。

※ひとり親家庭等医療費助成、心身障害者医療費助成を受けている就学前の子どもの受給資格証も、水色に変更のうえ送付していますので、ご確認ください。

**問合せ**＝保険年金課 医療係(内線327・328)

## 令和2年度 市立幼稚園 入園児を募集します

**入園資格**＝市内在住で、下記年齢の幼児

□3歳児：平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ

□4歳児：平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ

□5歳児：平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

※当市に令和2年3月31日までに転入予定の人も申し込みできます。

**申込**＝8月27日(火)～9月3日(火)の9時～16時(土・日曜を除く)に、①入園願 ②誓約書 ③入園児の住民票の写し ④印かんを持って、入園を希望する幼稚園へ(1園に限る)

※①②の書類は各幼稚園にあります。期間内に受け取り提出してください。

※入園願提出者には、入園願受付票をその場で交付し、後日、入園前健康診断と面接を行います。

※平和幼稚園については、令和3年度から平和保育園と統合により、(仮称)平和認定こども園となります。こども園は平和幼稚園敷地での開園となり、建設工事のため、令和2年度は平和小学校南棟1階を利用して保育を行います。

※幼稚園の教育時間終了後、預かり保育を実施しています。現在、実施日・時間・条件・内容等を検討しています。詳細が決まりしだい、園や広報をとおしお知らせします。

**問合せ**＝最寄りの幼稚園か学校教育課(内線723)